

平成28年9月定例会 防災対策特別委員会(付託)

平成28年10月18日(火)

[委員会の概要]

高井委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○台風16号(9月19～20日)に関する被害の状況について(資料①)

○台風16号(9月19～20日)に係る農林業被害状況等について(資料②)

○那賀川(和食・土佐地区)の床上浸水対策特別緊急事業の着工について(資料③)

○台風16号(9月19～20日)に係る県土整備部所管【県管理】公共土木施設被害について(資料④)

小原危機管理部長

危機管理部より一点、御報告申し上げます。台風16号に関する被害の状況についてでございます。お手元に御配付の資料1を御覧ください。事前の委員会の際にも、御報告申し上げましたが、10月17日現在の被害の状況について、御報告させていただきます。

まず、1の人的被害でございますが、徳島市、阿南市でそれぞれ1名、いずれも軽傷でございました。

次に2の住家被害につきましては、5市4町1村で床上浸水96棟、床下浸水391棟となっております。

次に3の非住家被害につきましては、5市で床上浸水37棟、床下浸水56棟となっております。

なお、農林関係、及び公共土木施設被害につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。今後も、市町村や防災関係機関などと緊密に連携し、災害対応に万全を期してまいります。危機管理部関係の報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

松本農林水産部長

続きまして、一点、御報告させていただきます。台風16号に係る農林業被害状況等についてでございます。先ほど、危機管理部から県下全体の被害の状況について報告がありましたが、農林水産部関係の被害状況について、補足説明をさせていただきます。手元にお配りしております、資料2を御覧ください。

9月19日から20日にかけて、本県に記録的豪雨をもたらした台風16号による被害は、中間時点ではありますが、10月17日現在で、9月30日に公表した被害額と同じ、総額約6億

9,900万円となっております。その内訳といたしまして、まず、農業被害につきましては、①、農地・農業用施設被害で、農業用水路や農地畦畔^{けいはん}の崩壊など36か所、約7,800万円。②、農作物等被害で、ブロッコリー・カリフラワー等の定植苗やトマト・ネギ等の冠水など、約1億300万円。合計といたしまして、約1億8,100万円の被害となっております。

また、林業被害につきましては、①、林道の法面崩壊等が28か所。②、林地の山腹崩壊が6か所など、合わせて42か所で約5億1,800万円の被害となっております。

県といたしましては、農林業の早期再開を図るため、まず、ソフト面では、農業支援センター等におきまして、それぞれの農家の被害状況に応じ、JA等と連携を図りながら、農作物の病害対策や土壌管理対策などの技術指導を行っております。

次に、ハード面では、まず、10月7日より、海陽町において国の災害査定を実施しているところであり、10月上旬から12月上旬にかけては、林道、林地、治山施設。11月下旬から12月上旬にかけては、農地、農業用施設について、順次、国の災害査定を受ける準備を進めております。今後とも、関係機関と連携を図りながら、速やかな農林業再開に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

報告事項は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

原県土整備部長

二点、御報告させていただきます。

一点目は、那賀川(和食・土佐地区)の床上浸水対策特別緊急事業の着工についてでございます。お手元に御配付の資料3を御覧ください。

平成26年の台風11号による豪雨では、那賀川流域において、甚大な浸水被害が発生し、特に、和食・土佐地区については、279戸に及ぶ家屋浸水が生じました。そこで、再度災害の防止を図るため、堤防整備を集中的に実施することとし、平成27年度に床上浸水対策特別緊急事業の新規採択を受け、この度、工事着手の準備ができたことから、来る11月13日に、起工式を執り行う運びとなりました。今後とも、早期の堤防完成に向け、スピード感を持って、事業進捗に努めてまいります。

二点目は、台風16号に係る県土整備部所管公共土木施設被害状況についてでございます。先ほど、危機管理部から、県下全体の被害状況について報告がありましたが、県土整備部関係の公共土木施設の被害状況について、補足説明をさせていただきます。お手元に御配付の資料4を御覧ください。

9月19日から20日にかけて、本県に記録的豪雨をもたらした台風16号による、県土整備部所管の県管理公共土木施設の被害につきましては、10月17日現在、55か所、約6億7,400万円となっております。

その内訳といたしまして、河川施設の被害につきましては、護岸の決壊などにより46か所で約4億7,000万円。道路施設の被害につきましては、山腹崩壊や路肩決壊などにより8か所で1億5,400万円。急傾斜地崩壊防止施設の被害につきましては、擁壁^{ようへき}の崩壊が1か所で5,000万円となっております。

これらの被災箇所につきましては、道路の通行確保や、二次災害防止のための応急的な対策を行うとともに、12月に国の災害査定を受ける準備を進めているところです。

今後とも、県民の安全安心を図るため、国や市町村と連携を密にし、早期復旧に努めて

まいります。報告事項は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

高井委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

山西委員

私から三点お尋ねしたいと思います。まず危険踏切についてお尋ねをします。この度、国土交通省から緊急対策の検討が必要な踏切が全国で1,479か所あるという発表がなされました。そのうち、徳島県内では徳島市の花畑踏切、石井町の石井踏切と石井東部踏切の3か所の踏切において緊急対策が必要と発表されました。今回の国土交通省によるリストアップの目的、そして意義についてまずお尋ねしたいと思います。

正木道路整備課長

この度、3か所が県内においては抽出されております。委員からお話があったとおり県道関係で申しますと、徳島鴨島線の花畑踏切が自動車と歩行者のボトルネックということ。もう一つ、県道の石井引田線の石井踏切が通学路緊急合同点検による要対策箇所として。もう一点、町道につきましては、石井東部踏切になりますが、これは平成23年、平成24年に死亡事故等が発生したこと。また本年7月16日に女性二人が死亡したことから抽出されているところでございます。

山西委員

今まで余り聞き慣れないこの危険踏切。対策が必要な緊急対策の検討が必要な踏切ということですが、今回なぜ国土交通省がこのような発表をされたのか、その意義、目的についてお尋ねしたいと思います。

正木道路整備課長

国では踏切道の交通事故防止と円滑化を促進するため、踏切道改良促進法を定めまして、これに基づいて対策を進めてきております。この結果、平成25年には、昭和36年に対して踏切数が半減、遮断機のない踏切も約1割に減少したところでございます。また、事故件数につきましては、昭和54年に対しまして約3割に減少しております。しかしながら、依然として踏切事故や開かずの踏切が全国的に多いということで、この度、改良が必要な踏切を緊急対策踏切として国のほうが指定いたしたところでございます。

山西委員

法律に基づいてということで御答弁いただいたかと思いますが、今後ですね、県内においてこの3か所が緊急対策が必要ということですが、今後の取組についてどのようにお考えでしょうか。

正木道路整備課長

まず石井踏切についてでございますが、平成21年度に即効性のある対策として外側線を引きまして、歩車道の分離を図ったところでございます。また、花畑踏切に関しましても平成13年に東側で歩行者と自動車の歩車道の分離を図ったところでございますが、県といたしましては、今後もJR四国と協議しながらできるだけ早く安全対策を図っていききたいと、また、石井町道につきましても県としてできるだけ協力してまいりたいと考えているところでございます。

山西委員

よく分かりました。とは言ってもなかなか対策も非常に難しいというところもあると思いますので、鉄道会社も含めてしっかりと連携を図って対策を急いでいただきたいと思えます。特に交通量の多い、あるいは通学路であるということ、主要路線であるということで災害時大変重要な路線であるということですので、よろしくお尋ねしたいと思えます。

続きまして、南海トラフ巨大地震発生時の仮設住宅についてお尋ねをしたいと思えます。昨年10月2日の県土整備委員会において、私が南海トラフ巨大地震発生時の仮設住宅の確保についてお尋ねをさせていただきました。県では、仮設住宅の必要戸数が7万200戸必要だということで発表されておりますが、昨年9月の委員会の段階ではどのくらい仮設住宅がリストアップされているのかということでお尋ねをいたしました。その時の答弁では必要数の24パーセント、1万7,200戸に留まっているということでリストアップを急ぎたいと課長から御答弁を頂いたところでございます。あれから1年がたちました。現状はどのようになっているのでしょうか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

仮設住宅の用地確保、リストアップについての御質問でございます。昨年9月の時点では委員から御指摘のありましたように1万7,200戸、約24パーセントの用地確保ということでございましたが、その後、市町村と連携をしまして6万5,000戸分のリストアップが現在完了しているところでございます。更に、みなし仮設といたしまして、既存の住宅、これを7,200戸。合わせまして、必要数に対してひとまず充足をしているところでございます。現在、充足率としましては104パーセントに達しております。

リスト化した候補地の中には津波の浸水区域も一部含まれておりますが、浸水区域につきましては、必ずしも最大の浸水区域のとおり浸水するわけではないと考えておりますので、候補地として選定することについては、一定の理があると考えております。

山西委員

とりあえずリスト化されたということでございますが、熊本地震の時もですね、プレハブの仮設住宅を建てたものの、土地が低くて普通の雨でも床下浸水をしたり、あとは崖崩れの恐れがあるとかいろいろ問題もあったようでございますので、生活する上で支障のないような適地をこれからもリストアップをお願いしたいと思えます。

ただ、とは言いましても、7万200戸分の用地はリストアップできたということで御答弁を頂きましたが、一方でリストアップはできましたが、上物をどのように調達するのか

が一つ大きな課題ではないかと思えます。資材の確保，多くはプレハブ協会にお願いすることになるかと思えますが，プレハブ協会の御支援，それからみなし仮設等，合わせて現在必要戸数と言われております7万200戸を確保するめどが立っているかどうかお尋ねをしたいと思えます。

椎野建築指導室長

災害時の応急仮設住宅の戸数確保について御質問を頂きました。今委員がおっしゃったように，応急仮設住宅の建設につきましては，一般社団法人プレハブ建築協会，それから一般社団法人全国木造建設事業協会，こういったところと協定を結んでいるところでございます。また，みなし仮設住宅につきましては，民間の賃貸住宅につきましては，公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会，こちらのほうとあっせんに関する協定を締結しているところでございます。こういったところの協定を結んでおりまして，それぞれの供給がどのぐらいになるかということでございますが，プレハブ建築協会におきましては四国ブロックのほうで当初一月で2,500戸，6か月間で4万5,000戸供給が可能と聞いております。

また，全国木造建設事業協会，こちらのほうでは，徳島県におきまして一月で500戸，6か月で3,000戸供給が可能と聞いております。

また，賃貸住宅の借上げをいたしまして仮設住宅として利用いたします，いわゆるみなし仮設住宅でございますが，民間の賃貸住宅については6,000戸，公営住宅につきましては1,200戸の計7,200戸を確保することといたしております。

また今回の9月補正予算のほうで応急仮設住宅「循環型徳島モデル」構築事業，こちらを計上させていただいております。このモデルを県内市町村に普及いたしまして，市町村による備蓄体制が整うことによりまして，更に多くの供給が可能になってくると考えております。この応急仮設住宅の建設に関しまして，これらの団体との連携を密にいたしまして，対応いたしますとともに，みなし仮設住宅といたしましては業界団体の協力のもと適宜候補リストの見直しを行うなど，必要な応急仮設住宅の確保に向けまして，重層的かつ多様な方法によりまして検討してまいりたいと考えております。

山西委員

今，御答弁いただきましたが，プレハブ協会，四国内で半年たって4,500戸ということですから，普通に考えると高知も大分被災するのではないかと考えられますので，そうなりますと高知と徳島で分け合って単純計算でも半年たって2千弱かなと。

(「4万5,000戸です」と言う者あり)

ごめんなさい。4万5,000戸の半分で，2万戸ぐらいですね。木造協会，これ半年で四国で6,000戸ということですか。

椎野建築指導室長

もう一度繰り返させていただきます。プレハブ建築協会のほうは，四国ブロックで当初一月で2,500戸，半年になりますと4万5,000戸供給が可能となっております。それから，全国木造建設事業協会におきましては，当初一月で徳島県において500戸可能と，6か月では3,000戸可能ということでございます。

山西委員

失礼しました。プレハブ協会が半年で2万戸、木造協会が半年で3,000戸ですね。民間のみなし仮設等で大体7,200戸。それから9月補正で計上している県内で調達できる数がこれから増えていくだろうということですが、ざっと計算してもなかなか7万200戸には現時点で到底数として及ばないと思います。私はもし案があって7万200戸調達できるんだということであれば結構なことだと思いますが、非常に厳しいと思います。無理だったら無理と早めに言ったほうがいいのではと思うのですが、見通しはどのようにお考えですか。

椎野建築指導室長

先ほども申し上げたのですが、協定団体との連携を密にいたしまして、供給量をできるだけ増やしていただけるよう、そういったところの対応をお願いしていくとか、あるいはみなし仮設住宅の候補リストの見直しなどによりまして、応急仮設住宅の確保といったところを今後検討していきたいと考えております。また、こういった協定、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会と協定をしておるわけですけど、更にそういった供給をできるところがないかといった検討、供給の戸数そのものでなくても住宅の応急修理でありますとか、空きの公営住宅の優先入居、そういったいろんな方法によりまして、供給の戸数を確保してまいりたいと考えております。

山西委員

ちょっと苦しい御答弁でなかったかと思います。なかなか見通しのほうが答弁からは見えてこないというのが私の率直な感想でございます。私は早めにカウンターパートを結んでいます鳥取県、あるいは政府に対して、もちろん自己完結できればそれに越したことはないと思いますので、当然、徳島県としてしっかり努力するということは必要かと思いますが、同時進行で応援を求めていくという姿勢も大事ではないかというふうに思っています。そのあたりどのようにお考えか、改めて御答弁をお願いします。

椎野建築指導室長

まずは、本県におきましてできる方法、多層的に重層的な方法を検討していくわけですが、そうした中で、委員おっしゃいましたように、カウンターパートを鳥取県と結んでいるわけですが、鳥取県の協力を得ながら広域避難というものも選択肢に含めて、鳥取県で確保されているみなし仮設住宅とか応急仮設住宅の建設予定地などの可能性についても今後検討してまいりたいと考えております。

山西委員

もっと踏み込んで対策をしていただきたいと思います。地震はいつ起こるか分かりませんので喫緊の課題だと思います。緊張感を持って取り組んでいただきたいと思います。また重ねて御質問をさせていただきたいと思いますので、それまでにきちっと見通しを立てていただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。今日はここで終わらせていただき

ます。

それから三つ目、早明浦ダムの再編事業についてお尋ねをいたします。昨年9月、吉野川水系の洪水被害を軽減するために早明浦ダムの再編に向けた検討がスタートして、ちょうど1年が経過しました。当初、国土交通省は、2017年度の予算計上を目指して議論が始まったと伺っております。あれから、今も議論が続いているのかも含めまして、現在までの進捗状況についてお尋ねいたします。

飯田水資源・流域振興室長

早明浦ダムの再編協議に関する御質問を頂いたところでございます。

早明浦ダムの再編協議につきましては、昨年9月、検討の場幹事会がスタートしているところでございます。本県といたしましては、早明浦ダム再編、これを主導している国に対しまして、利水は本県の洪水被害のもとに成り立っている、また上流地域には無堤地区が残されている、こういった治水の歴史、あるいは現状、こういったものをしっかり踏まえまして、洪水対策が最優先というスタンスを申し上げてきたところでございます。

また、これまでの間、国に対しましても昨年の9月の議会以降、様々な御論議も頂いたところであり、そういった御意見につきましても、国に対してしっかりお伝えしてきております。具体的な会議といったものは昨年9月以降実施はされておられませんけれども、本県としては、機会があれば本県の考え方や意見、こういったものをしっかりお伝えして、国において現在検討が続けられている状況でございます。

山西委員

会議があれ以降実施はされていないと、検討は現在も引き続きしているとの答弁でございました。

では、来年度に向けて平成29年度の概算要求にこの事業が盛り込まれているのかどうかお伺いします。

飯田水資源・流域振興室長

先ほども申し上げたところでございますが、早明浦再編協議は国の主導の下で検討が進められている状況でございます。現時点におきましては、引き続き検討が続いているという状況でございます。本県といたしましては、具体的な期限を設けることなく、県益、こういったものを最優先に引き続き取り組んでまいり所存でございます。

山西委員

つまり来年度の概算要求にこの事業は含まれてないということよろしいですか。

飯田水資源・流域振興室長

現時点では、現在国のほうで検討協議が進められているという状況でございます。具体的な見通しというものはお伺いしていない状況です。

山西委員

もしこのことを御存じの方がいらっしゃったら御答弁いただきたい。

森県土整備部次長

委員からお話のありました、早明浦再編事業が平成29年度の概算要求に盛り込まれているかということについて、県としてはそういうことがあるということは承知しておりません。我々としては、引き続き国と議論しているという段階でございます。

山西委員

県としては概算要求に盛り込まれているとは承知していないという御答弁でした。

今後のスケジュールや見通しについて、どのようになっているのか改めて御答弁お願いします。

飯田水資源・流域振興室長

早明浦再編協議、これに関するスケジュールについての御質問でございますが、具体的な協議につきましては、国において、関係県との調整を行いながら適宜検討が進められていくと考えているところでございます。本県といたしましては県益の確保ということを最優先に取り組んでまいり所存でございますし、引き続き、こういったスタンスの下でしっかりと対応してまいりたいと考えてございます。

山西委員

ということは、スケジュールも今のところは分からないということということで、見通しについても今のところは分からないということによろしいですか。

飯田水資源・流域振興室長

現在、本県といたしましては、国に対して本県の考え方なりスタンス、こういったものをしっかりとお伝えしている状況でございます。そういったことを国のほうでも受け止められまして、現在、様々な角度から検討が行われているというふうに考えております。そういったことで、現時点におきましては、そういった国の検討状況、こういったものをしっかりと本県としても見守りながら適切に対応してまいりたいと考えてございます。

山西委員

ちょっと歯切れの悪いところですが、よもや結論が出てから事後報告ということはないとは思っておりますが、でしたらですね、どの時点でどういう状況だったら公表されるのか、議会にも報告していただけるのか、そのあたりお尋ねいたします。

飯田水資源流域振興室長

早明浦再編協議につきましては、これまでも議会のほうにも適宜こういった状況については御報告させていただいているところでございます。今後につきましても、そういった国のほうでの検討が進んできて、本県としてもある程度、一定の評価ができるといった段階になれば、議会において御論議いただくといった形になるかと思えます。

山西委員

一定の評価ができる状況になったら報告をしてくださるということでございます。早明浦ダム再編事業の交渉に関連しますので、渇水対策についてもお尋ねをしたいと思います。今年も取水制限が行われました。そこで四国4県の渇水時にはどのような対応をとられたのか、あるいは担当室長は水利用連絡協議会にも出席されたと思いますが、各県の渇水対応についての発言はどのようなものであったのかお尋ねをしたいと思います。

飯田水資源・流域振興室長

吉野川におけるこの夏の渇水の状況について御質問を頂きました。

この夏、吉野川上流におきましては、早明浦ダム上流域におきまして6月4日の梅雨入りから平年を上回る降雨量があったものの、7月以降については小雨傾向という形になりまして、7月、8月ともいずれも平年の4割弱の降雨量しか計測されず、8月から渇水の状況が顕著になったというところでございます。

こうしたことを受けまして、ダムの貯水率の延命化を図る、更には渇水被害の軽減を図るといったことを目的としまして、8月3日から本県独自の自主節水、更に8月9日からは第1次取水制限、8月19日からは第2次取水制限が実施されてきたところでございます。その後、9月中旬、台風16号によります降雨によりまして、ダムの貯水率が回復いたしまして、9月21日をもちまして取水制限の全面解除になったという状況にございます。

それで、もう一点、吉野川水利用連絡協議会についてでございます。

早明浦ダムにおきまして、渇水時の対応、こういったものを協議するというところで、吉野川水利用連絡協議会につきましては、関係機関、行政機関等によりまして、吉野川水系における関係利水者間の水利用について総合的に協議をし、もって水利用の円滑化の運用をする、こういったことを目的として設置をされております。この協議会におきましては、先ほども申し上げましたとおり、早明浦ダムの貯水率を目安として取水制限を随時決めていくというところでございます。この中では第2次取水制限までいったという状況でございますけれども、そういった中で本県の渇水に対する取組状況を説明するとともに、本県につきましては重要な水利用という面で不特定用水の確保が必要だということを協議会でも申し上げて御理解を頂いている状況でございます。

山西委員

御理解いただいているということでございますが、以前から問題視されてはいますが、渇水が深刻化するまで活用されない香川県内の調整池やため池における水の使用について求めたのか、改めてお尋ねしたいと思います。

飯田水資源・流域振興室長

今回、吉野川水利用連絡協議会におきましては、取水制限は第2次取水制限までいきまして、具体的には第3次取水制限に向けての協議まで進めていたところでございます。こういった中で、具体的に私どもとしては香川県に対しては、そういったものを含めまして、節水といった面からの御努力といったものは申し上げているところでございます。

山西委員

なかなか答弁しづらい感じを見受けられましたが、この問題については、県民生活にとって極めて重要な事項ですし、できる限りの情報開示をしていただきたいと思います。その上で、県民の意向を酌みながら、引き続き緊張感を持って交渉に当たっていただきたいと思います、そのことを強く求めて今日のところはここで置かせていただきます。

原井委員

熊本地震関連で二点ほどお聞きしたいと思います。当委員会でも8月下旬に熊本のほうへ行って震災後の状況を見てきたと思いますが、まだまだ復旧に向けた道半ばだなということで認識してきたところでございます。発災以降ですね、私も自分で何かできることはないかという模索をしながら、いてもたってもいられなくなって、だったらボランティアに行こうということで、震災から2か月後くらいに、熊本へ地元の友人何人かを連れてボランティアに三日間ほど行ってきました。その時の話を基に質問させてもらおうと思うんですが、災害ボランティアセンターでは2か月後と言いながらも、ちょうど週末だったこともあって200人、300人レベルのボランティアの方がきておったんですが、ボランティアセンターの運営については、当然のことながら社会福祉協議会が主導して運営されていることは私自身認識しておるんですが、熊本の地元から上がってくる様々なニーズですね、例えばボランティアの方のがれきの運搬をしてもらおうとか、被害を受けた家の中の家財道具を片付けてもらおうとか、避難所の仮設トイレの掃除から始まって、避難所に集まってきた子供たちの日中相手をするといった多種多様なボランティアがあったわけなんですけど、そういったニーズを社会福祉協議会の皆さんが非常にてきばきと、その集まったニーズを集まった200人、300人レベルのボランティアの方々に仕事を配分していく、そういった姿が非常に印象に残りまして、私もこの三日間はボランティアで現地に行っているのは、何かしたいという思いで行ってますので、そういった欲求というのを非常に満たしてくれると言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、それに対して現地のボランティアセンターが非常に効率良く受けてくれたという印象が強く残りました。

そして、今日の報告の中にもありましたが、那賀川の浸水ですね。確か2年前だったと思いますが、那賀町の社会福祉協議会を中心としてボランティアセンターを立ち上げて、そのときも、私も1週間ほどボランティアで通わせていただいたんですけど、社会福祉協議会の皆さん方の業務などをいろいろ見させていただいたんですけど、そういった一連の流れの中で、県の職員さんであるとか地元の市町村の職員さんであったりという方をボランティアセンターの中で見るのがほとんどなかったんですね、私の認識では。例えば、徳島で大きな災害があったときに、当然、災害ボランティアセンターが立ち上がると思うんですけど、その時の立ち上げに関してとかボランティアセンターの運営に関してですね、県や市町村はどういった対応をとっているのかを教えてもらえたらと思います。

酒巻地域福祉課長

災害時の災害ボランティアセンターにおける県あるいは自治体の役割について御質問を頂きました。

もう一度、災害ボランティアセンターの定義を整理させていただきますと、委員がおっしゃいましたとおり、災害発生時に被災地の支援ニーズの把握をして、そして支援を希望してくれる個人や団体など、ボランティアの方とのマッチング、あるいは調整を行っていくというようなことをごさいますして、災害時における災害ボランティアセンターの役割というのは大変大きなものだと認識しております。

徳島県でも平成25年3月に災害ボランティア活動方針を定めさせていただいておりました、その中で県センターとしましては徳島県社会福祉協議会に担っていただく、その拠点基地としましては、県庁から数百メートル南に行きました県立総合福祉センターを拠点とするという形で決めさせていただいております。

また、それに連動する形で、現地の災害ボランティアセンターとしましては、市町村の社会福祉協議会が中心となって設置していくという形でございます。現地のニーズにつきましては、市町村社会福祉協議会がニーズを把握し、町内だけではマッチングができない、県内各地、県外から来るといった情報については、県の社会福祉協議会が情報収集し、発信していくという形になります。

そこで県あるいは市町村のいわゆる発災時の役割としまして、一番担わせていただきますのは、県の災害対策本部、もちろん保健福祉部は入っておりますけども、そこから被災の状況、あるいはライフラインの状況等、しっかりと情報を伝えまして、連携調整させていただくというようなこと。そのことにつきまして、もちろん市町村の災害対策本部とも連携させていただいているところでございます。

災害時、実際、災害ボランティアセンターが立ち上がるのは、発災が少し落ち着いて、ボランティアが入れる状況になってからかと思うんですけども、そこには委員がおっしゃっておる県の職員が常駐しているというよりは、市町村社会福祉協議会の職員、あるいは一部市町村の職員は入っている可能性はありますが、現地の防災関係団体と連携しながらやっているという形でございます。

ただ、平成26年の那賀川の時には、徳島県で初めて災害ボランティアセンターを県として立ち上げましたし、原井委員にも御協力いただきました那賀町におきましては、災害ボランティアセンターを立ち上げ、同時に阿南市、海陽町でも立ち上げております。そこでは具体的にニーズを把握し、徳島県社会福祉協議会が情報収集し、県の災害対策本部とも連携し、県内・県外から実際のボランティアをマッチングさせていただいたという状況でございます。立ち上げから運営状況につきましては、以上のような状況でございます。

原井委員

連携を図られているということで、良く分かりました。

次に車中泊対策について聞きたいと思うんですが、私がボランティアで熊本に行っていた時に、軽トラでがれきを収集所に運んで行っている時に、幾つかの避難所の前をその道中で通ったんですけども、避難所の駐車場で車を止める所ごとに大きなペットボトル、あとアウトドア用の座椅子みたいなのを置いているんです。何をしているのかなと地元の人に聞いてみたら、車中泊の方が、日中家に戻って家の整理をしたり、仕事に行ったり、ちょっと出掛けるときに、そのスペースを確保するために何か所持品をそこに置いて確保して、夜に帰ってそこで泊まったりするんですね。たぶん自然発生的にそういう状況になっ

たと思うんですが、そういう状況を目の当たりにしてですね、ニュースでもエコノミー症候群で亡くなったということがあったと思うんですが、徳島県としても県内の各避難所のリストアップをされて、例えば、その避難所で何人ぐらいが避難できるとかそういう情報を一元管理されていると思うんですが、避難所ごとに駐車場がどれくらいあるかというのをも同時に把握してリスト化しておくべきじゃないかなと思ってます。

前回、6月の委員会の時に質問させてもらった中で、車中泊の質問をさせてもらったんですが、国のほうでも車中泊対策として考えていくと、それに沿って対策を練っていきたいと答弁されたと思うんですが、今できることで簡単なこととして、避難所ごとの駐車場をまず把握すると。そうすれば、車中泊というのは徳島においても大分多いと思っているんですが、そういったことで今できることをやってもらいたいなというところで、この駐車場の数というのは、避難所ごとで把握されているのかどうか。もし把握しているんだったらそれで構いませんけども、把握してなかったら今後把握するべきではないかなと考えますが、その点御答弁いただけたらと。

坂東とくしまゼロ作戦課長

避難所における駐車場スペースのリスト化と現状把握についての御質問でございます。

避難所については市町村から情報を頂いておりまして、避難所の場所でありますとか広さについては把握しており、リスト化をしてインターネット上で、地図上若しくはリストとして公開しているところでございます。

ただ、委員から御質問のありました駐車場に関しての把握はまだできておりませんで、これにつきましては今後、市町村と連携しながらリスト化を進めてまいりたいと考えております。

車中泊については、先ほどお話にもありましたけれども、エコノミークラス症候群の問題でありますとか、健康上の問題から余り推奨されるものではないと考えておりますが、一方でプライバシーの確保でありますとか、自然発生的に熊本でも大量の車中泊が発生したことを考えますと、当然その対策をしていかないといけないと考えております。従いまして、リスト化を進めるとともに、駐車場につきましては、避難所の物流にトラックが入ってくるとか、そういう意味での駐車場がどれくらい要るかというの、今、一つ課題として調査、調整を進めておりますので、それと併せまして駐車場の確保についても調査を進めていきたいと考えております。

原井委員

強く要望しまして、終わらせていただきます。

西沢委員

最近、雨が多くなっていますよね。堤防なんかを造るときに、それからダムを造るときでも雨の想定、どれくらい降るかとかというのを計算しますよね。それが過去30年ぐらいの平均をとってその雨量から計算するとかいろいろやり方がありますよね。そのやり方そのものは今でも生きてるんですか。それから、段々雨が多くなってきてますから、大分雨量の想定が上がってきてるんじゃないかと思うんですけど、それはどうなんでしょうか。

久米河川整備課長

雨量の計算方法ですけども、これにつきましては従来、降雨強度式という形で計算しておりまして、その手法については変化はないということでございます。

西沢委員

雨量計算は何年から何年。

久米河川整備課長

過去から手に入る最新ののものまで使って雨量計算で確率年から出しております。

西沢委員

去年まで。

久米河川整備課長

去年までだったかは、今、定かではありませんが、手に入る最新ののものまで使った形で計算しております。

西沢委員

そうしたら、段々と増えてきてますか、減ってきてますか。

久米河川整備課長

申し訳ございません、今正確に数字は把握しておりませんので、また改めて御回答させていただきますと思います。

西沢委員

どう考えても雨がどんどん多くなってきている。それも急に降るような、一気に出てくるような雨が多くなってきてますよね。雨の形態も変わってきてますよね。大きな範囲に一気に降るんじゃないかと、小さい範囲でスポット的にとか、いろいろ形態が変わってきてますよね。その中で、例えば堤防を造るときには雨の想定がこうだからこのくらいの高さや強度にするとかありますよね。それが段々雨の量が多くなってきているんじゃないかと思うんですよね。それによって想定水位とかの計算が変わってきているんじゃないかと思うんですが、それは分かりませんか。

久米河川整備課長

河川の堤防の整備につきましては、今ですとある時点で河川整備計画を策定いたしまして、その時点での10分の1なのか30分の1なのか、計画洪水量を定めまして、整備に努めております。それで、確率の降水量が上がってきているという傾向がもしあるとしても、計画を立てた時点でまだ整備ができてない所もかなり残っているという状況で、既に整備ができた所を更に高くするのか、あるいは今できてない所を更に進めて地域全体の安全度

を高めるのかというような考え方があろうかと思えます。県といたしましては、まだできていない所の整備を進めているというところで事業をさせていただいております。

西沢委員

心配するのが、急激に雨の量が増えてきていますので、国や県が想定して堤防の整備を進めているスピードと雨の量に変化していったらどんどん堤防が大変になってきてると、これは直さないといけないという、そんなのもどっちかというところと雨のほうのスピードが速いんじゃないかという気がして仕方ないんですよ。こういうのは毎年計算の中で、雨がこれだけ降ってきて段々増えてきているという中で、危険な堤防、今整備せないかん堤防、整備している堤防、これ計算上分かってきますよね。それはどうなってるんですか。私から見たら自然のほうのスピードが速いと思うんです。

久米河川整備課長

先ほども申し上げましたように、ある時点で整備計画を立ててそれに基づいてやっているという形になっておまして、その規模での治水安全度を確保しておるということで整備を進めております。今、委員からお話のありました、施設の能力を超えるような降雨につきましては、ハードだけでなくソフトということで、まず逃げていただくということで浸水について対応しているということで、県におきましては市町村と連携しながらソフト対策の充実にも努めてまいりたいと考えております。

西沢委員

当然、お金が要ることですからスピードが遅いといわれても、じゃあそれどうするのと。数年前でしたか、堤防は決壊することを想定してのその流域を次にどうするかという案が出てましたよね。決壊するのは仕方ないと。仕方ないけど決壊した所をどういうふうにできるだけ守っていくのかというような、二次的な堤防的な考え方も数年前から国から出たと思うんですが、そんなのも並行して進めていかないと追い付かない気がしますが、堤防だけでは。そういうのを県でも計画しているんですかね。

久米河川整備課長

施設が破堤したときということで浸水想定区域図というのを作成させていただいて、公表させていただいているところです。

それで、今お話のありました、国のほうで破堤というか越水をしたときには、水が堤防を越えたときに破堤が進むということで、そのスピードを加えたとしても破堤に至るまでのスピードをできるだけ細く長くするというところで、粘り強い堤防の整備といった対策を国のほうでとっていただいているというところがございます。県につきましては、まだそこまで至っていないところがありますけれども、そういった視点も踏まえながら今後とも河川整備を進めてまいりたいと考えております。

西沢委員

そういう破堤する場合のことも想定して、破堤したものをいかに被害を少なくするかと

いうことも含めて計画を立ててほしいんですけども。

それと、昔からよく聞きます消防団が堤防の補強に出向いて、かなり危険な状態まで活動したというような話は海部郡でも聞いたことがありますけれども、そういう消防団の命を守らないかんといい中で、どこまでするんだと、どういうところまでやるんだということもできるだけそんなもの考えてほしいなど。でないと、危ないから行け行けと。それで消防団が命を落としたというのでは、どこかの津波でやられたのと同じようなことになりかねませんので、やっぱりそういう消防団の命なんかも考えた計画に作り上げてほしいと思うんですけど、いかがですか。

久米河川整備課長

水防団の活動、そういう浸水対策が非常に重要な位置を占めていただいていると考えています。日々の活動には大変感謝しているところでございます。

今おっしゃったように、その活動を一生懸命していただいた方が被災するということがあってはならないということでございますので、周辺の河川水位の状況等見ながら、的確に避難していただくとか、そういった指示を考えていく必要があるのかなと考えております。

西沢委員

本当に、現場的にはどんなときにどう逃げればいいのか、また、もっとやらなければならないのかと非常に悩むところがあると思うんですけども、そういうことをそのときに現場だけで考えるんじゃなくて、事前に多少とも方向付けを考えていくことも必要なんじゃないかなと。本当は、最終的には現場で判断するというのがいいんでしょうけども、その現場の判断が行き過ぎたらやっぱり大変なことになりますので、そのあたりを誰か引き留めるようなそういうことも必要なんじゃないかなと思います。できるだけそんなことも踏まえて考えていただきたいと思います。

それから、治水利水等流域水管理条例というのが今度出ていますけども、案ができていますけども、私が思うようなところがアバウトには入っているんですけども、もっと強化してほしいなということがあります。

前から言っていますように、水道と排水の件ですけども、水道そのものが津波なんかがありましたら、水源地がまずやられますよね。当たり前ですよ。奥のほうのところは津波に対して影響があるかないか分かりませんが、海岸沿いのほうは、水源地は河川の横にあって、津波に漬かる所がほとんどなんですよ。だから、津波に水源地が漬かったら、当然吸い上げるポンプ、これは防水でなかったらやられますよね。それから配電盤とか操作盤とか、いろいろなそのための機器なんかも漬かっちゃったら、徳島県だけとか海部郡だけの被害であれば部品があるでしょうけども、南海トラフみたいな災害になると、部品なんか来るはずがないですよ。太平洋側の海岸沿いがかかなりべったりやられますので。人もいない、そういう部品も無い。だから、そのための対策というのが必要なんじゃないかなと。

その次に貯水池ですね。上のほうにまず水を送って、そこから下へ流しますので、その貯水池までの耐震化、管の耐震化、そして貯水池の耐震化、貯水池は上のほうにあります

ので、津波に漬からないと思いますけども、そういう水源地の耐震、それから防水、そして貯水池の耐震、その間の管の耐震化、それから始まって下に降りていくと、本管を耐震化してどんどん枝葉になっていくと。どうも今までのやり方というのは、管の耐震化が中心になっているような気がするんです。水源地のことを余り聞いたことがないので。でもそこから始まるんじゃないかなと思うんです。

それで、排水の面でも排水処理施設というのは、まず海岸沿いにありますよね。上のほうからどんどん排水が流れてきて、最終的には海岸沿いに排水設備がありますので、これも津波でばっさり。それこそ大きな施設ですので、やられたらそんなに簡単に南海トラフみたいに大きな範囲でやられるときには、まず永久ぐらいに直りませんわね。金もないかもしれないし。だから、そういうことをどういうふうにして事前に対策をとっていくかということが、やっぱりもっと明確に治水利水等流域水管理条例に、これ南海地震対策もこの中に入っていますからね、方針を示すべきじゃないのかなと思うんです。

例えば、下水なんかで言ったら各家に浄化槽がありますね。浄化槽の割合、比率をどうするのか、町がやられても、そういう排水処理施設がやられてしまっても、浄化槽なんかでも対応できるとなると事が変わってきますよね。でも、排水処理施設がやられたらその流域は全部アウトですからね。全部長期間にわたってトイレできませんからね。トイレだけじゃないけども、一応トイレなんかできません。そういうことを考えて、排水の場合は浄化槽とそういう大きな排水処理施設、そういうのをどうするのかというのを考えてほしいなど。これは津波がきてからじゃ遅いですからね。今からやっぱりこういう計画を立ててほしいなど。これは県の事業じゃないですけども、県が絡んでおいたら県が、それと市町村の利用だったら市町村のほうに、そういうことも踏まえた対応策を進めてほしいと。

そして、水道も水源地がまずやられないような方針をとる。例えば、配電盤とか操作盤なんかは津波にやられない上のほうに持っていく。そして給水するポンプなんかは2本あるらしいですから、1本は予備でしょうけども、その予備は津波にやられないところに一応確保しておくとか、金が余り要らない中での方法論、津波より高さが低かったら周りに堤防を施して水が入らないようにするとか、ちょっと古くなってやり変えないかんだというんだったら、どこか違う安全な所で、水が出る所で水源地を確保するとか、その地域によっていろんなやり方があると思いますけれども、水道は市町村ですから市町村にお願いしていくと、それらをもっとこの文書の中で何かアバウトに書いているようですけども、文書の中で明確に書いてほしいと思うんです。

これの13ページ、第56条、第57条あたりですね、震災時等の水資源を確保するための対策の強化とはっきり出ていますよね。でも、これを見ましたら、多分これはこのエリアとこのエリアと水道の事業を、管をつないで、ここの地域がやられても違うところの管を引っ張ってきてそれを利用するとか、そんなのが主なのかなという書き方に思えてしょうがないんですね。

先ほど言いましたように、これらに加えて特別に括弧をしてあります。震災時等の水の融通の円滑化と書いてありますけども、こういう括弧で、別枠でそういうことをやってほしいと、こういう事業を積極的に進めてほしいという中で書いていただいたらより分かりやすいんじゃないかなと思うんです。これだったら、何か分かりにくいんですね。いかがでしょうか。

久米河川整備課長

治水利水等流域水管理条例についての御質問でございます。

まず、水道事業ということでございましたが、原則市町村が経営するものであるということで、市町村が国の資格において行う事務ということでございますので、地方自治法上、県の条例で規定を設けることができないというところはございます。

それと、まずこの条例の性格といたしまして、流域における水管理の基本理念を定めるというのを一つ目的としたものであるということで、具体については若干表現が委員おっしゃるような形になっている部分があるかとは思いますが。

水道につきましては、条文の中でも例えば震災等の水資源を確保するための対策の強化というところで、本日、お手元に御配付できてないんですが、例えば56条とかでは、流路を形成する工作物の管理者は、その当該工作物の強化に努めるというふうな形で記載しております。これ、当然水源地から上水場という所の耐震を想定したものでございます。こういったところでうたっているのかなというふうに考えているところでございます。

西沢委員

私が何でこんなことを言うかといったら、各市町村に水源地をどうにかしようという意識が薄いような気がしてしょうがないんですね。国のほうからも管の耐震化と水道の管の耐震化というのは明確に打ち出して、早く整備率を上げなさいよという形になっていきますけども、水源地のそういう洪水とか津波に対する耐震化は入っているのかは分かりませんが、国からの明確な指示がどれだけあるのかなと思うんですよ。だから、やはり一番の問題は、根っこの水源地を確保することだと水道事業では思います。だから、そういうことを明確に、これに例で書いてあるじゃないですか、括弧して。要するにこちらがやられても違う地域から引っ張ってくるような、そんなことを具体化して書いてありますけども、そういうような括弧書きで、震災時等の水の融通の円滑化と書いてありますね。これは例でしょう。これも今言ったように、当然市町村の関係ですから強く言えない。でも、こんなことをやったらどうですかということを書いてあるわけでしょう。だから、こういう例の中で私が言ったような例も付け足して書くだけでも、水源地というのはやっぱりちゃんとやらないかんのだなということが分かるように書いてくれたら市町村も考えてくれるんじゃないかなという思いで言っているわけです。これは、県がやらないかん事業ではないですから、県はどちらかというようお願いせないかんような程度だろうと思うんですけども、それでも市町村そのものが余りやれてないような気がする。余りその気がないような気がしますから、そこらあたりを強くお願いしていかないかんのじゃないかな。そのためには書いたほうがいいんじゃないかなと言っているわけです。だから、まず皆さんで検討していただけますか。

久米河川整備課長

その水道事業者等に対して、流路を形成する工作物の管理者は耐震ということで強化に努めるということを書いておるとともに、事前防災、減災に係る対策について県は技術的な助言を行うというふうには書かせていただいているところではございますが、個別法と

の関係もございますし、関係部局も多岐にわたるところもございますので、ちょっと研究してみたいなと考えております。

西沢委員

個別法がどんなことの個別法か知りませんが、国においても管のほうが重要みたいですね。管の耐震化を何パーセントに上げなさいというのがよく聞こえてきますけども、でも水源地そのもの、また貯水池そのものとか、そんなものからの発想は余り聞こえてきません。だからこそ、そういう気が付いたところはちゃんと方向付けをしていかないかのじゃないかなと思うんです。個別法もあるそうですから、これ以上は申しませんが、できるだけ、本当に津波がきたときにはそれが役に立つように、やっぱりそれが主です。津波がきたときに役に立たんようなことばかりやっておったんでは、先に耐水管ばかりやっておったんでは、本体がやられたら役に立ちません。そういうことを踏まえたやっぱり順番を持った対策というのが必要なんじゃないかなと思います。

それから、先ほど仮設住宅の話がありましたけど、私、気になるのが、いろんなところ、例えば木造協会、プレハブ建築協会、何かそういうところをお願いしているけれども、徳島県だけが被災した場合には、又は四国が被災した場合にはそういう量は、仮設住宅の軒数は用意してくれるかも分かりませんが、南海トラフみたいな巨大な広域災害に対して、それ、現実にそれだけの量、確保できるんですか。そこまでは確認していますか。

椎野建築指導室長

現在の想定でございますけれども、本県が被災した場合の想定ということでございます。実際、プレハブ建築協会は全国組織でございますので、大規模な災害の場合、まず近くのエリアから、それから広域のエリアという形で調達してこられるという形になろうかと思えます。今、プレハブ協会のほうですと四国エリアで4万5,000戸という状態でございます。更に被害が大きくなれば、もっとエリアを広げてそういった資材の調達をしていくという形になろうかと思えます。ただ、それをどこまで調達できるかというところまではちょっと現在把握はできておりません。

西沢委員

今言われているのは、四国だけの災害という話はしていませんよね。南海トラフとか、東京直下地震とか、そういう話が主ですよ。徳島県とか四国そのものであれば、何とか寄ってたかって、阪神・淡路大震災もそうです、寄ってたかって数も人手もできると思えますけども、南海トラフや3連動みたいなものすごい日本の人口の数分の1が関与してしまうような、そういう災害になると、どれだけのプレハブを用意しますかという、本当にそれがいけるんですかというのは、多分私は無理だと思いますね。軒数だけでも大変な量ですよ。これを協定を結んでいるから徳島県を最優先にというものではないでしょう。全国どの県もそういう協会と協定を結んでいるんじゃないですか。だから、いろんなところと協定を結んでおっても、余りにも被害が大きかったらどこから先に行くのかという話になるんじゃないですか。量は足らんし。だからどうするんですかという話を、私、この前の一般質問でやらせていただいたはずですよ。近くの山から木を切って、そしてそれで3か

月ぐらい乾燥させたら済むからということで、乾燥させて、それを人間が人力で組み立てるような設計にしておくんだということ。そうしたら近くの山から、国有林、県有林、市町村有林、それらを利用してやれるような国との話、県は県でいいでしょうけど、そういう市町村との話ができておれば、山から木を切ってくる、50セット以上かな、山から木を切り出す機械がありますよね。そういうことで、どんどん切り出す。それよりも先に、県がいくらか確保しているのがありますね。それで先にプレハブを作りながら、後はそういうので近くの山から木を切ったやつでフォローしていく。そうしたら、日にちがたつごとにどんどん増えていくのは目に見えていますからね。それを、今度組立式にしておいて、それを自分の家の所が更地になってきたら、そこへ向いてばらしてそっちへ向けると。そうしたら、早く元の自分のいた所に移住できますから、元の町にできるだけ早く戻っていくと、そういう形式で私言ったはずですけども、全くそういうことを検討してくれてないということなんでしょうか。

椎野建築指導室長

応急仮設住宅につきましては、プレハブ建築協会でありますとか、全国木造建設事業協会、こういったところに大量に準備をしていただけるというような形の協定を結んでおるところでございますけれども、それ以外に実際の災害に遭った際に、実際は交通の遮断とかそういったこともあって、なかなか資材の供給もおぼつかないような事態にもなりかねないということがございます。

そういったことで、今回の9月補正で、応急仮設住宅「循環型徳島モデル」構築事業、これを提案させていただいておるところでございます。これについては、木造の仮設住宅、これの材料となる材木、県産材を利用した材木をふだん備蓄しておきまして、いざというときにはその備蓄材を使って仮設住宅を建てる。この材料につきましては、材木でございますので、長期間の保存というのはなかなか難しいということもございます。ですから、一定期間保存いたしまして、利用されなければ、この材料自体を市場に流通品に合わせる形で製材して置いておくというような形で、一定期間が過ぎましたら市場に流通させると、そしてまた新たな資材を備蓄すると、それで、いざ発災したときにはそれで仮設住宅を建設するというので、特にそういった形で使用ができるモデルプラン、これを作りまして、そうした材料の規格等も決めまして、それぞれ市町村のほうで備蓄していただく。そのモデル事業ということで、今回9月補正のほうで予算の提案をさせていただいておるところでございます。

西沢委員

それは分かっていると言っているんです。それが分かっていたから、備蓄は幾らかするようになっていっているんでしょうという話で、それはそれでいいんですよ。でも、それだけで終わりませんよね。今、例えば南海トラフみたいな馬鹿でかい災害があって、徳島県がこれだけやられました。さっきも言いましたように、何万棟か、こんなもの備蓄できませんよね。だからこそ、ある程度先行でそれを使って、後から山から切ってきた物を使うと、乾燥させて使うというような二段構えでやったらどうですかという話が、この前の私の一般質問だったわけですね。その時はまだ備蓄のほうが決まっていなかったけれども、それに

加えて、備蓄を先行投資でやって、そして、そういう国とか県とかの山の木を切ってきてする分にはお金は要りませんよね。最初から国のほうが備蓄、仮設住宅を作るという中で、山の木を切ってきてするには。また県もできるだけお金が要らなくてできるじゃないですか。山の木を切って、それも国有林なんか切ったら、国の木ですから、これは国に言っておいたら金は要らんし、それを今度ばらして自分の所に持っていきばらし代というものは、仮設住宅の廃棄処分というのは、国が出さないかんでしょう、普通はね。それをもらいますと言って、それを自分の所にばらして持っていったら、ただで手に入るじゃないですか。人件費はみんな寄ってたかって人力でやればただで済むことですから、みんなが大変な状況ですから。ただで最終的には自分の家も、まずは住む家は自分の土地に手に入るということですから、こんないいことないんじゃないですかと私は思ったんですがね。だから、そういう仕掛けを今からちゃんとやっておいて、そしてそのとおりにくようにしておけばそれで済むことじゃないかな。そういうことを言わせていただいたはずなんだけど、どうもそっちの方向全然考えてくれてないような気がしてしょうがないんですけど。山の木を切るのはそれもそうですけども、そういう全体的な仕掛けをやれば、最終的にはただで自分の家が、まず住む家は手に入ると思うんですがね。

椎野建築指導室長

先ほど申し上げた循環型徳島モデル構築事業でございますけれども、その備蓄をしていく仕組みに加えまして、部材を仮設住宅で利用した後に、その部材を再利用したりとか、それを恒久、ずっと使う住宅への転用、これも考慮した形のプラン、使用工法というのをこの事業の中でしようということやっておりまして、委員おっしゃいますように、その材料、それからそれをまた仮設に使って再利用すると、そういう形のモデル、これを作ろうという事業でございます。

西沢委員

ただで自分の家が手に入る、最終的にね。それは家がある人はいいい、直す人は直す、でも、ばっさりやられたところはまずは住むところが要りますよね。それをやったから補助金がもらえないというのであれば、それは国のほうにそういう仕組みの中でお金をもらええるような仕掛けにすればいいんであって、やはり、できるだけ早く自分の元いた所にまずは家が建てられる、家を持てると、そういう中で町を早く形成していったらいろんなことが、例えばしばらく何にもできんから息子の所に行くわと言って行ってしまって、残った人もほとんどの人がいなくなると、町が形成できないと、何年もかかってやったのにもう人がいないということがないように、一日も早くそういうみんなが元の所に戻ってくるというやり方をしていただきたいと思います。何か一言いただいたら。

小原危機管理部長

ただいま委員から大規模災害時において、多大な被害を受けた場合に、すぐに元の町並みが再形成できるようにいろんな工夫をしてはどうかと。委員から、その住宅についての再建の仕組みを御提案いただきました。

今後とも、大規模災害に対してあらゆる面から県、市町村一丸となって対応していかな

ければならないということを思っております。いろんな知恵と工夫をこれからも引き続き検討し、委員からのいろんなお知恵を頂いて、最善の策を講じてまいりたいというふうに思っておりますので、今後とも御指導のほど、よろしくお願いいたします。

長池委員

毎月1点検運動というのがありまして、ありましてといたしますか、県がやっておるんですが、毎月テーマを決めて一つ点検していこうという取組であります。実は、私も2月に一般質問でそういう質問をしてこれをやっていくと、メモリアルイヤーということでございますので、つい最近、今月は何かなと思ひ起こそうとしても全然出てこなかったんですね。案外職員の方も分かってないのと違うかなと思って、まずこれ1年間通してやるのかなと思って聞いてみたらやっているということですので、今までの経緯というか、どのような形なのかをお聞きしたいと思ひます。

金井危機管理部次長

毎月1点検運動の内容についての御質問でございますが、今年が昭和南海地震から70年、東日本大震災から5年など、防災の節目の年であるといったことで、防災メモリアルイヤーと位置付けております。この中で、防災意識の一層の向上や自助、共助、公助一体となった防災力の強化を目指して、様々な啓発活動を重点的に展開しております。この一環として、この毎月1点検運動がございまして、これは御家庭や事業所、地域において、身近な防災の備えについて気軽にチェックしていただけるよう、今年の1月からゼロ予算事業ではあります。毎月1点検運動というのを提唱しまして、毎月一つの点検活動と呼びかけております。例えば、1月であれば家具固定、2月であれば備蓄、3月は火災予防、また今月はBCPとあって、企業とか事業者向けの事業継続計画でございます。あと来月11月は津波避難、12月は電気等ライフラインといったテーマを設けて点検と呼び掛けているところでございます。

長池委員

多分、防災って一遍に何かやろうとすると、結構いろいろやることあり過ぎて、止まってしまうんだと思うんです。家具も固定せないかんし、避難経路も見ないかんし、備蓄もしないといけないということで、どんどんいろんな情報が入ってくる中で、多分一般の方、県民の方はどれから手を着けていいかという思いの中で止まってしまうんだと思うんです。こういった毎月一つ、今月はこれですよということで呼び掛けることで、じゃ、それ、点検してみようかなと喚起することは非常にいいことだと思っておりますが、実は悲しいかな、余りまだ浸透していないということで、やっぱりもうちょっといいことをやるんだから県としてももっと広く広める、少なくとも、ここにいらっしゃる職員の方は、毎月、今月は何かなというのが目が合った人に聞いてもいいんですが、そういうのはやめておきます。そういうぐらいになってほしいんです。できましたら、もうゆるキャラグランプリの放送、昼休み終わる前に放送してはいますけれども、あの投票を呼び掛けるのもいいんですが、あれに負けないぐらいの庁内放送を、例えば今月はこういう点検ですよと、自分だけじゃなくて周囲の方にも呼び掛けましようみたいな。これをお聞きしたら、

きれいな資料を作っていただいております。こういうのも、皆さんの手に行き渡っておるのかどうかも分かりませんし、ホームページにありますだけでは、やっぱり今までのごとくしっかり広がらないというふうになりますので、是非そういう状態にならないようにしていただきたいと思っております。そのあたり、是非工夫して続けていただきたいなと思っておりますが、どうでしょうか。

金井危機管理部次長

毎月1点検運動の周知の工夫等に関する御質問でございますが、毎月1点検運動は、1月から開始したんですが、周知の方法については、まず先ほど紹介いただいた毎月点検内容に沿ったチラシを手作りで作成し、それを印刷して市町村をはじめ防災会議でありますとか、地震防災県民会議などのメンバーに送付して、これを広めてもらおうと、あるいはホームページへの掲載、あるいは各部局と連携いたしまして、毎月のテーマに沿ったパネル展とか啓発行事も開催していただいております。また、テレビやラジオ、新聞などマスコミ関係者の皆さんの協力を得て、点検の呼び掛けや点検の周知なども行ってきたところでございますが、全ての県民に浸透しているかどうかというのは難しいかも分かりません。

こういった防災意識の浸透には、やっぱり1年限りの運動でなく、粘り強く展開する必要があると思っております。来年1月に発行される、ほとんどの家庭に配られるタウンページというのもございますが、これも協力を得まして、毎月の運動内容を掲載していただくこととしております。今後とも委員御提案の庁内放送も含めまして、周知を呼び掛けるような工夫を検討してまいりたいと思っております。

長池委員

ずっと議論がありましたけれども、例えば西沢委員がおっしゃった雨の量が多くなって堤防の高さがそれに追いついていってること、私はやっぱり公助では完全に守り切れないと思っております。限界があると思っております。ですので、やっぱり自助、共助、少なくとも自分の命は自分で守るということを行政として言いにくいと思うんです。最後は自分の命は自分で守ってくださいというのは言いにくいんだと思うんですが、実はそこをじんわりと育てていくというか、何とかしてもらわないと、本当に死者0を目指すことはできないと思っております。

そういう意味では、実はこういうことをこつこつやることなんじゃないかなと思っております。是非、自助、生き延びるという力をとにかく育てる、大きくする、そのために、我々がしっかりそれを意識していかないかなと思っております。

こういうのをカレンダーにしたりしたら多分持ってくれたりすると思っております。できましたら、お金が無いようでございますので、多少予算を付けていただいて、そんな堤防を造るほど予算要りませんので、かなりのローコストでできますので、本当、工夫しながらそういうことをやっていただきたい。少なくとも、各市町村の担当の人はこういうのが分かっているというふうな形まで向けて、今から準備していただきたいなと思っております。これは要望だけにしておきます。

あと一個だけ、ちょっと聞かせていただきたいんですが、送電線が東京で焼けて大規模停電がありました。徳島県の中というのは、ああいう地下で送電線がいっぱい走ってい

るような状況になっておるのでしょうか。どんな状況なのでしょうか。

金井危機管理部次長

東京電力で10月12日に大規模停電が発生した地下ケーブルの火災の話でございますが、四国電力に聞いたところ、本県で地下に送電ケーブルがあるのが4か所あると聞いております。ただし、これにつきましては、ほとんど徳島の場合は架空・空中の送電ケーブルであり、地下ケーブルが非常に少ないと。東京電力と同じ27万5,000ボルトを流すOFケーブルや油紙を巻いた同じ物は徳島には4か所ともなくて、四国内では香川県に2か所あるのみと聞いております。徳島の場合は地下ケーブルが少ないといった事情でございます。

長池委員

やはり大規模停電というのも一つの災害でございますので、物事が起こるたびに自分のところはいけるかなというふうに見直すのが危機管理の基本だと思いますので、是非今回の大規模停電を受けての対策といたしますか、見直しというのは四国電力さんときちんと連絡を取り合っていていただきたいという要望で終わらせていただきたいと思います。

高井委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

次に、請願の審査を行います。お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

請願第4号の3「ひとりひとりを大切にすゆきとどいた教育について」を審査いたします。本件について、理事者の説明を求めます。

美馬教育長

①の一、「各市町村の小・中学校の校舎耐震化率100パーセントを目指し、県として十分な財政措置をすること」につきましては、公立小中学校施設の耐震化は、設置者である市町村が、国からの補助を受けて計画的に取り組んでおり、県下公立小中学校施設の耐震化率は、平成28年4月1日現在で、約99.1パーセントとなりました。国では、これまでも、耐震化に係る補助制度の拡充や、地方財政措置の拡大、大規模な補正予算等によって、市町村の要望に対応しているところであります。

県といたしましては、国に対して、更なる補助制度の拡充や予算の確保について重点的に要望を行ってまいりました。平成28年度につきましては、予算枠が厳しい中、耐震化に係る要望については、優先的に採択されたところであります。また、国の補助率のかさ上げ対象とならない小中学校施設に対する県独自の補助制度を平成20年度に創設しております。

①の二、「津波に対して子どもたちの安全な避難場所の確保に努めること」につきましては、甚大な被害が想定されている南海トラフ巨大地震に備え、児童生徒が主体的に判断し、行動する態度を育成する防災教育の推進や、津波に対して安全な避難場所の確保は、大変重要であると考えております。

県教育委員会では、学校防災管理マニュアルにおいて、災害発生時に児童生徒の命を守るための指針を示し、教職員研修を通して災害対応能力の向上を図っております。各学校においては、学校防災管理マニュアル及び徳島県津波浸水想定に基づき、学校防災計画を策定し、避難訓練等の充実を図るとともに、児童生徒の安全な避難場所の確保に努めております。以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

高井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。本件は、いかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

それでは、御意見を頂きましたので、採決に入ります。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、請願第四号の三は継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの(簡易採決)

請願第4号の3

これをもって、防災対策特別委員会を閉会いたします。(12時10分)